

前橋市障害児通所給付費支給決定基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の2に基づき障害児通所給付費を支給するにあたり、公平性及び透明性を確保するため、障害児通所支援の支給決定基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号。以下「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）において使用する用語の例による。

(支給決定基準等)

第3条 支給決定基準を定める障害児通所給付費は、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援とする。

2 前項の障害児通所給付費における支給対象児及び支給量の1月当たりの上限（以下「上限支給量」という。）は、別紙に定めるとおりとする。

(支給決定等)

第4条 支給決定にあたっては、法、政令、省令、障害児通所給付費に係る通所給付費決定事務等について（事務処理要領）及び本要綱に基づき行うものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

前橋市障害児通所給付費支給決定基準 別紙

第1 児童発達支援

支給対象児	<p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行なう必要があると認められる主に未就学児であって、以下の要件を満たす障害児。</p> <p>【必須】</p> <p>治療中の場合は、主治医よりサービスの利用について承諾を受けていること。</p> <p>【選択：以下のいずれかの対象要件を満たす障害児】</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得していること。・難病（障害者総合支援法で対象としている疾患）の診断を受けていること。・特別児童扶養手当等の受給対象児となっていること。・前橋市保健センターで実施している乳幼児健康診査や事後教室等の利用状況から、療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること。・医師の意見書（診断書又は診療情報提供書）で、療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること。・児童相談所の意見書等により、療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること。・治療に係るものについては、肢体不自由があり、医師の意見書（診断書又は診療情報提供書）により、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると判断され、その状況が確認できること。
上限支給量	<p>申請者の意向及び前橋市が聴取した障害児の心身の状態、保護者の介護状況、障害児支援利用計画案、通所施設の受け入れ状況等を勘案し、以下の範囲で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・基準とする最大支給量 23日（週5日まで）。 <p>ただし、週6日の支援が必要であると判断された場合は、27日（週6日）。</p>

第2 放課後等デイサービス

支給対象児	<p>学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた、以下の要件を満たす障害児。</p> <p>【必須】</p> <ul style="list-style-type: none">・治療中の場合、主治医よりサービスの利用について承諾を受けていること。 <p>【選択：以下のいずれかの対象要件を満たすもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得していること。
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・難病（障害者総合支援法で対象としている疾患）の診断を受けていること。 ・特別児童扶養手当等の受給対象児となっていること。 ・医師の意見書（診断書又は診療情報提供書）で、療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること。 ・児童相談所の意見書等により、療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること。 ・特別支援学級に所属していること。ただし、新規申請時及び所属学校の変更時には、医師の意見書（診断書又は診療情報提供書）の確認を必要とする。
上限支給量	<p>申請者の意向及び前橋市が聴取した障害児の心身の状態、保護者の介護状況、障害児支援利用計画案、通所施設の受け入れ状況等を勘案し、以下の範囲で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準とする最大支給量 前橋市日中一時支援事業（心身障害児集団活動・訓練事業）の利用日数と合わせて 23日（週5日まで）。 <p>ただし、週6日の支援が必要であると判断された場合は、27日（週6日）。</p>
18歳以降の利用	<p>既に放課後等デイサービスを利用しており、年齢到達の理由だけを以って利用を中止することにより、対象児に与える影響が大きいと判断でき、他に同等のサービスが受けられない場合に、20歳に達するまで引き続き利用することを可能とする。</p> <p>ただし、既に決定されていた支給量を超えて利用することはできない。</p>

第3 居宅訪問型児童発達支援

支給対象児	<p>人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態、又は重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児</p>
上限支給量	<p>申請者の意向及び前橋市が聴取した障害児の心身の状態、保護者の介護状況、障害児支援利用計画案等を勘案し、以下の範囲で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準とする支給量 10日（週2回まで）。 <p>ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくため、集中的に支援が必要な場合は、23日（週5日まで）。</p>

第4 保育所等訪問支援

支給対象児	<p>保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園等に通う障害児又は乳児院、児童養護施設等に入所する障害児で、児童発達支援又は放課後等デイサービスの対象となる障害児（サービス利用の有無は問わない）。</p>
-------	---

上限支給量	申請者の意向及び前橋市が聴取した障害児の心身の状態、保護者の介護状況、障害児支援利用計画案等を勘案し、以下の範囲で決定する。 ・基準とする支給量 3日（2週間に1回まで）。 ただし、必要に応じて、5日（週1回まで）。
-------	--

第5 併給等について

同時に利用できるサービスや通園等の関係については以下の表のとおりとする。

	児童発達支援	放課後等デイサービス	日中一時支援事業（心身障害児集団活動・訓練事業）	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・認定こども園	就学児
児童発達支援		×	×	×	○	○	×
放課後等デイサービス	×		○	×	○	×	○
日中一時支援事業（心身障害児集団活動・訓練事業）	×	○		○	○	×	○
居宅訪問型児童発達支援	×	×	○		○	○	○
保育所等訪問支援	○	○	○	○		○	○
保育所・幼稚園・認定こども園	○	×	×	○	○		×
就学児	×	○	○	○	○	×	